横濱内田造船所 解散して讓渡さる

鐵工所と併せて職工一千二百名を解雇

職工側の哀願

閉鎖の

【横濱電話】內田信也氏經營の横濱市山下町内田造船所は經營難の爲め閉鎖の噂が高かつたが果然二十日午前十時神奈川千若町の造船所は組長以下全職工七百名を解雇し又正午十二時には山下町内田鐵工所の職工五百四十四名を解雇し同時に解職手當として[illegible]千四百圓を支給し閉鎖する事にな

事實上

つた而して同社は資本金四百四十萬圓と會社の財産百萬圓大阪商船會社並に[illegible]系統のものに讓り渡し且つ同社の借財百四十萬圓も新會社に於て負擔する條件で讓り渡しの話が纏つたが一方解雇職工の中六百名は目下建造中の[illegible]特務艦洲崎丸(七月末竣工)へ竣工迄引續き雇傭し同時に新會社も神奈川造船部を閉鎖する事になつたが職工側は之に不服を稱へ廿一日代表者を選定して内田社長に手當問題に就き哀願する事に決し愈も何等か解決した、竹本取締役は語る

「職工側から五ヶ條の解職手當支給の要求が出て居るので全部採用して解職手當を支給し組長伍長職工中永年勤續した者には手當以外に會社から更に特別手當を支給して圓滿解決した」云々

來る二十三日迄 決議實行延期

小野驛長調停の結果

此日を最後に双方會見

名古屋市に於ける勞働爭議として始めての罷業をする仲仕側は[illegible]組合員の態度に對し、運送店側は[illegible]十時迄に[illegible]會議せるが回答は[illegible]結局は小野驛長[illegible]二十三日迄は同盟罷業を行ふが如き事なく[illegible]

[illegible]二十三日迄に[illegible]は永き間の[illegible]ゝ[illegible]は頗る苦しい立場にある

[illegible]勞働者側と[illegible]に於て適當なる妥協[illegible]一方運送店主側は前日[illegible]大西組長以下各[illegible]委員を[illegible]仕側は大西、三輪(和)三輪(猪)、[illegible]井、澤井、河合、中川、鈴木、加藤、水野、木村の十一名を委員に擧げ運送店側も赤加藤、渡邊、[illegible]佐藤、大島、吉川、丸共の各委員を設け兩者折衝して商議する事に協定し先づ最初の會見を小野驛長の斡旋の下に廿二日同行ひ而して同日より最後の期限に至つて何等かの交渉を纏めんとするものであるが運送店側では大體に於て名古屋驛所屬の仲仕よりは著しく低廉の相違あるを認めて居れば統一値上の要求通りに行かずとも大に近き程度の賃率にて妥協成立すべく目下の所觀望されてゐる

仲仕側、運送店側 對峙して形勢強硬

兩者委員を擧げ 近く最初の會見

名古屋港に於ける勞働者の爭議は[illegible]して何等[illegible]は大に狼狽し十九日より最後の手段に出づべしとの決議通り[illegible]十八日夜市内大須宮房にて急遽善後策を講ずる所あり結局既報の如く小野名港驛長の調停を容れ來る二十三日迄決議實行を延期する事を承諾し[illegible]運送店側と[illegible]

名驛仲仕を標準に 賃金統一の要求

結局妥協して

新に賃金を建てる見込

右の如く名古屋驛の仲仕賃率を標準として倣はんとする名港驛所屬海陸仲仕組合の要求賃率に就て見るに名驛の仲仕は石炭を別として雜貨を卸するに一噸當り二十五錢の手取りが最低に最高二十九錢なるに拘らず名港驛側は最高二十五錢を支拂ひつゝある運送店は僅に一軒のみで他は悉く十九錢の賃率を以て支拂はれ居り從つて名驛仲仕との賃率著しき爲に之を統一値上せよと主張するのである[illegible]に十分なる同情を寄せてゐる」云々

名驛荷馬車勞働者に飛火

驛内外の悪路を改修する迄 賃金五割を値上せよと

十九日運送業組合を通じて 鐵道當局に要求

回答期限は廿日午後二時

名古屋築港に於ける勞働爭議は頗る重大視されたが果然十八日朝來その飛火とも見るべき爭議が名古屋驛所屬の荷馬車勞働者に起つた即ち名古屋荷馬車組合の中、下堀非町飯田兼吉及び大河内寄十外二十名は同日午前十時名驛前の荷馬車休憩所に集り協議の要求點たる

「昨今の降雨續きに驛構内外の道路は泥濘脛を沒する如く運搬に非常の困難を感じて普通一噸半を荷馬車に積み得るものが今日では僅々一噸より積めず再三鐵道當局及び運送店に向つて道路修繕方」

を請求したるも未だ何等の改修行はれず爲に至急運搬に困難ならざるやう道路の修繕へ要求すると共に一面に於ては修繕の出來る迄五割の値上を要求すべき事を協議し[illegible]て幹部は名古屋運送組合事務所を訪ひ岡本組長に其の旨を通じ更に運送組合長に面會を求めて鐵道當局に速かに修繕方を進められたき旨を陳述し[illegible]組合長は[illegible]

貨車配給に 影響す

鐵道當局談

[illegible]賃金の平均率たる二十二錢[illegible]て或は交渉妥協點さへならしい模樣である

賃金統一問題に關し鐵道當局は語る「直接鐵道に關係を持つては居ないが仲仕勞働者が決議の如く最後の手段に出るやうな場合があつたら運送店の扱ふ荷物は全然移動せず貨物の停滯に依る運輸上に影響するので成るべく速かに圓滿なる解決を見るやうにさせたいと希望し一面勞働者の主張に對して十分なる同情を寄せてゐる次第」

二十日午後二時迄待つべき條件へたので一同は驛前[illegible]料理店に引揚げ協議を重ねた、飯田代表者は語る

「賃金値上問題に就てはそれは第二の問題として居り公平な立場から考へてもよくお判りになる事と思ふが道路は全く泥濘の爲に著しく勞力を殺されなければ普通の三分の二より運搬は出來ませぬ、それで鐵道當局に向つて修繕方を數次要求したが未だ希望が實現せぬ譯です私等二十一名は協議して代表者となり道路の修繕を迫ると共にそれ迄運賃五割の値上を要求したのであつて二十日午後二時迄に回答なき時は斷然たる手段を取る考へで前後の事に關しては目下協議中である」云々と

下協議中であるが然るに該問題の中心人物たるべき名古屋荷馬車組合長へ問へば

「道路修繕及値上問題の事は多少を耳にした許りで組合協議の結果ではないから詳しくは知らぬ飯田、大河内の兩氏始め外二十名の有志が自由行動に出でたのであつて要求は無理ならぬ事であると思ふ」云々と語つたが運送店側では非常に驚き築港の仲仕組合が要求中の勞働賃金問題と共に併せて宮房にて善後策に腐心し他面に於ては萬一の罷業に處する爲貨物自動車の借入れ方などに非常に狼狽を極めてゐる

名古屋に仲仕罷業

問題は停車場の統一賃金を運送業者が拒絶した爲

名古屋電話=名古屋港の海陸仲仕の賃金は從來各運送店毎に不統一であつたので不利益少からず遂に名古屋驛の仲仕が統一賃金を設けたのに倣ひ名古屋港仲仕組合でも統一の賃金を設けやうと去月二十日組合總會の決議を以て運送業者組合に提議したが運送業組合は本月十五日迄に何分の回答を爲すと約した、然るに期日になるも何等の回答もないので仲仕組合は十六日其不都合を詰ると十七日に至つて運送業組合からの申出で仲仕組合から鈴木久六外一名出頭運送業者幹部と會見した處が組合側の決議を賂もなく拒絶した、之が爲め仲仕組合一同は大いに憤慨して急に會議を開き十九日から同盟罷業をする事を決議し此旨を運送業者に通告した、運送業者側は遂に狼狽して村松名古屋港驛長に調停を賴み同驛長は十八日兩者の間に立ち種々折衝中であるが未だ圓滑なる解決を見るに至らず仲仕組合は午後十時を期し夫迄に回答なきに於ては斷然罷業するとて一同組合事務所に集まり村松驛長からの回答を待ち緊張して居る不穩である

著しく

低廉なるを以て數日前同港海陸仲仕業組合では名古屋驛仲仕と同樣賃金値上を築港運送業組合に要求し加藤同組合長は其回答期限を十五日と定めたに拘らず何等の回答をもせぬので仲仕側は頗る憤慨し十六日三名の代表者を以てこれが回答の督促を試みたるに加藤組合長の態度甚だ切らざるより

大いに

憤慨し十七日夜協議し十八日午前二時に至り遂に最後の手段に出づべく決議文を作製した

決議文

名古屋驛と築港驛との貨車積降賃金統一の件に就き運送業組合に向つて交渉せし處三週間を經過したる今日に至るも何等要領を得たる回答に接せざるに就き止むを得ず十九日より組合員一同最後の手段に出づる事を決議す

名古屋海陸仲仕組合員一同

然して同日午後二時仲仕組合長大西巳之助及副組合長三輪猪三郎兩氏は同道して築港運送組合に該決議の旨を齎し

印刷物

を配布して氣[illegible]

名古屋海陸仲仕 同盟罷業を決議

賃金値上げの運動で

二十三日より決行す

名古屋築港に於ける各種の勞働者中築港驛に屬する仲仕の勞働賃金が名古屋驛に比較して[illegible]た擬したが結局尾野驛長奔走同盟罷業決行は來る二十三日迄延期すること、なつた(名古屋電話)